

議 案 第 6 9 号

富士見市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

富士見市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年条例第22号）の  
一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年11月28日提出

富士見市長 星 野 光 弘

提 案 理 由

所得税法の一部改正に伴い、富士見市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する  
条例

富士見市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附 則

この条例は、平成30年1月1日から施行する。